

広島県庁舎敷地有効活用検討 サウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和4年5月

 広島県

目 次

1	サウンディングの目的	1
2	対象用地の概要	2
3	サウンディングに当たっての前提条件	5
4	サウンディングの内容	10
5	サウンディングのスケジュール	10
6	サウンディングの対象者	11
7	サウンディングの手続き	11
8	トライアルの実施	15
9	添付資料	17
10	連絡先	17

1 サウンディングの目的

本県では、広島県公共施設等マネジメント方策を策定（平成26年12月（令和3年11月全部改定））し、県有施設について、時代の流れに伴う県民のニーズの変化に対応するため、地域の街づくりに積極的に関与し、エリアの特色に応じた機能の提供を図ることとしています。

県庁舎周辺でのサッカースタジアムの建設や広島駅ビル開発など、大規模再開発計画が本格化する中、県庁舎敷地についても、紙屋町・八丁堀地区における交通の結節点である広島バスセンターと近接しており、広島都市圏の中核拠点性の向上を図る上において有効に活用することで、本県の新たな魅力拠点を創出し、効果的に地域の活性化が期待できる利活用を検討していきたいと考えています。しかし、その市場性の有無や公募事業の成立の可否についての判断が難しいことから、まずは利活用に関し様々な可能性を調査・把握する必要があると考えています。

そこで、利活用の可能性、手法及び事業参加可否等について、民間事業者等との対話を通じて整理を行うこととし、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

<参考>

本事業に関する県の主な計画

- 広島県公共施設等マネジメント方策
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/koukyo-housaku.html>
- ひろしま都心活性化プラン
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toshin-plan/>
- 安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimavision/index.html>

○サウンディング型市場調査とは

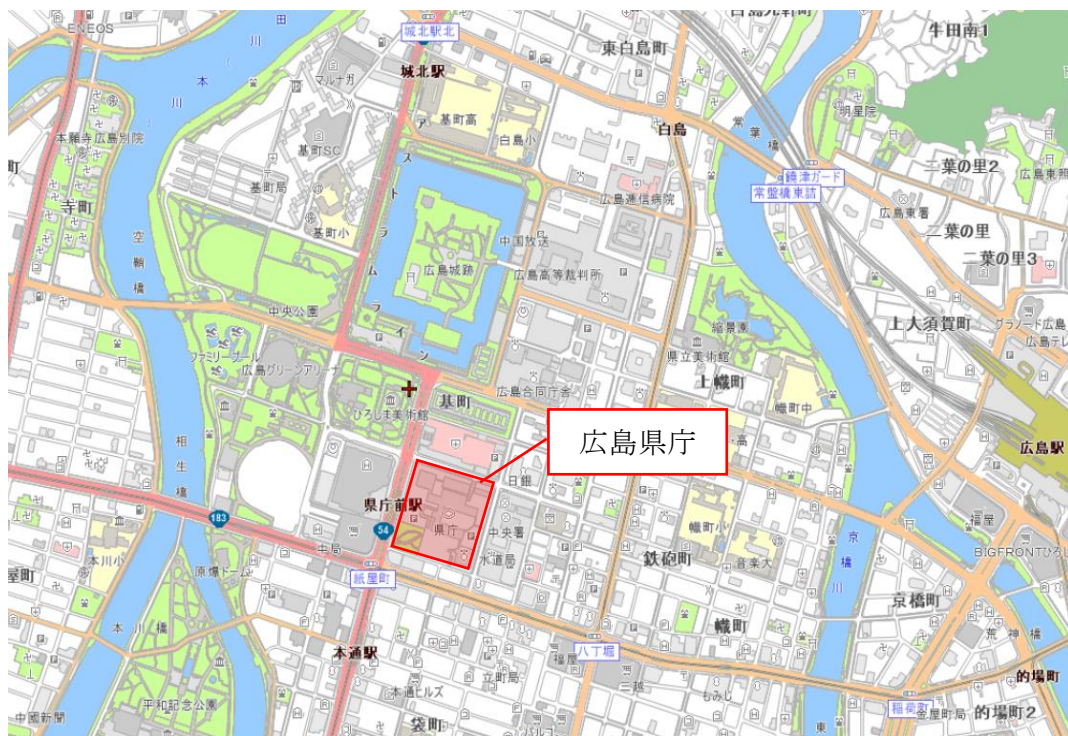
事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業に対する民間事業者の理解の促進や参加意欲の向上を期待するものである。

※「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」（平成30年6月 国土交通省総合政策局）から出典

2 対象用地の概要

項 目	概 要		
所 在 地	広島市中区基町 10 番 52 号		
ア ク セ ス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広電紙屋町東または紙屋町西電停から徒歩 3 分 ○ アストラムライン県庁前駅から徒歩 2 分 ○ 紙屋町バス停またはバスセンターから徒歩 5 分 		
対 象 用 地 内 エ リ ア 区 分 の 詳 細 (敷地面積詳細調査中)	ア 民間活用エリア	イ 緑地構想エリア	ウ 職員活用エリア
	①①' 県庁第一駐車場 敷地 約 2,600 m ² (うち①部分 約 1,500 m ²) ② 県庁第二駐車場 敷地 約 1,400 m ²	③ 県庁の森 約 3,700 m ² ④ 県庁の中庭 約 2,000 m ² ⑤ 南館前駐車場 約 800 m ²	⑥ 北館屋上旧 庭園 約 400 m ² ⑦ 南館屋上 (外周) 約 1,300 m ²
土 地 所 有 者	広島県		
都 市 計 画 区 域	市街化区域		
用 途 地 域	商業地域		
建 ぺ い 率	80%		
容 積 率	400%		
防 火 ・ 準 防 火 地 域	防火地域		
駐 車 場 整 備 地 区	広島駐車場整備地区		
都 市 施 設	一団地の官公庁施設「基町団地」		
埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地	文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地 (広島城跡)		
立 地 適 正 化 計 画	高次都市機能誘導区域 (都心型)		
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 指 定	指定なし		
津波ハザードマップ の 浸 水 想 定 区 域	3.0m以下の区域 (詳細については広島市津波ハザードマップにより確認してください。)		

<対象用地の位置図>



(出典: ひろしま地図ナビ) PASCO Increment P

<イ 緑地構想エリアの現況図>

③県庁の森	④県庁の中庭	⑤南館前駐車場
 <p data-bbox="288 584 643 613">県庁舎への通路として利用</p>	 <p data-bbox="778 584 967 613">中庭として利用</p>	 <p data-bbox="1110 584 1433 613">公用車駐車場等として利用</p>

<ウ 職員活用エリアの現況図>

⑥北館屋上旧庭園	⑦南館屋上(外周)
 <p data-bbox="408 1028 520 1057">利用なし</p>	 <p data-bbox="815 1028 927 1057">利用なし</p>

3 サウンディングに当たっての前提条件

「ア 民間活用エリア」の提案は**必須**とし、「イ 緑地構想エリア」及び「ウ 職員活用エリア」についての提案は**任意**です。

(1) 敷地の活用条件

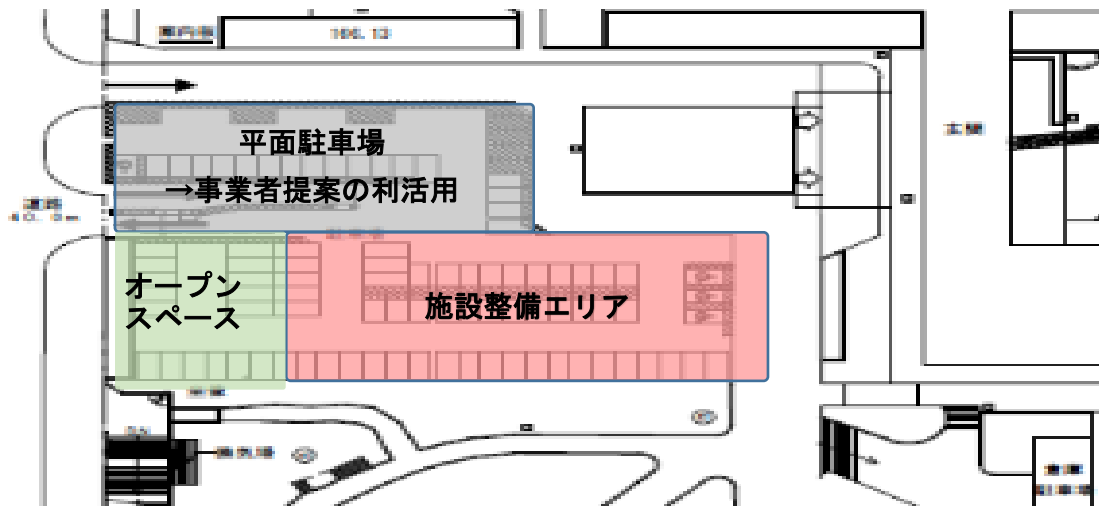
区分	対象地 (番号は3ページの位置番号)	活用条件
事業活用エリア	ア 民間活用エリア ①①' 県庁第一駐車場敷地 県からの貸付により管理・運営 事業用定期借地権設定契約 (20年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づき、20年程度の事業用定期借地権設定契約により賃借し、施設（建物）を整備の上、施設の営業による料金収入等により、管理・運営を行ってください。 ○ 施設（建物）整備に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）など関係法令の許可申請等は、事業者の責任において行ってください。 ○ 埋蔵文化財の対応は、事業者の責任において行い、調査費用等については、原則として事業者が負担してください。 ○ 「①' 県庁第一駐車場敷地」は、来庁者等の平面駐車場（20台程度）としてください。駐車場料金は、周辺環境等を考慮して設定し、同駐車場を利用する場合、県が認める来庁者は原則として無料、来庁者を除く駐車場利用者については有料とし、駐車場料金は事業者の収入にできます。令和7年度上期（時期調整中）からは、新たな魅力の創出につながる敷地整備（建物は除く。）を行ってください。 ○ 契約終了時は、原則として借地人である事業者において原状回復を行い返還してください。
	ア 民間活用エリア ② 県庁第二駐車場敷地 県からの貸付により管理・運営 土地賃貸借契約 (20年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法（明治29年法律第89号）第601条に基づき、20年程度の土地賃貸借契約により、有料の平面駐車場を整備し、管理・運営を行ってください。 ○ 駐車場料金は、周辺環境等を考慮して設定してください。 ○ 同駐車場を利用する場合、県が認める来庁者は原則として無料、来庁者を除く駐車場利用者については有料とし、駐車場料金は事業者の収入にできます。 ○ 契約終了時、原則として借地人である事業者において原状回復を行い返還してください。
	イ 緑地構想エリア	<ul style="list-style-type: none"> ③ 県庁の森 ④ 県庁の中庭 ⑤ 南館前駐車場 使用許可等 で一時的なイベント等での利用
提案エリア アイディア	ウ 職員活用エリア ⑥ 北館屋上旧庭園 ⑦ 南館屋上（外周） 利活用アイデアのみ募集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の業務効率向上やリフレッシュ等につながる利活用を提案してください。 ○ 本エリアは貸付による管理・運営及び使用許可等を実施しないため、利活用アイデアのみ募集します。

(2) 敷地の整備条件

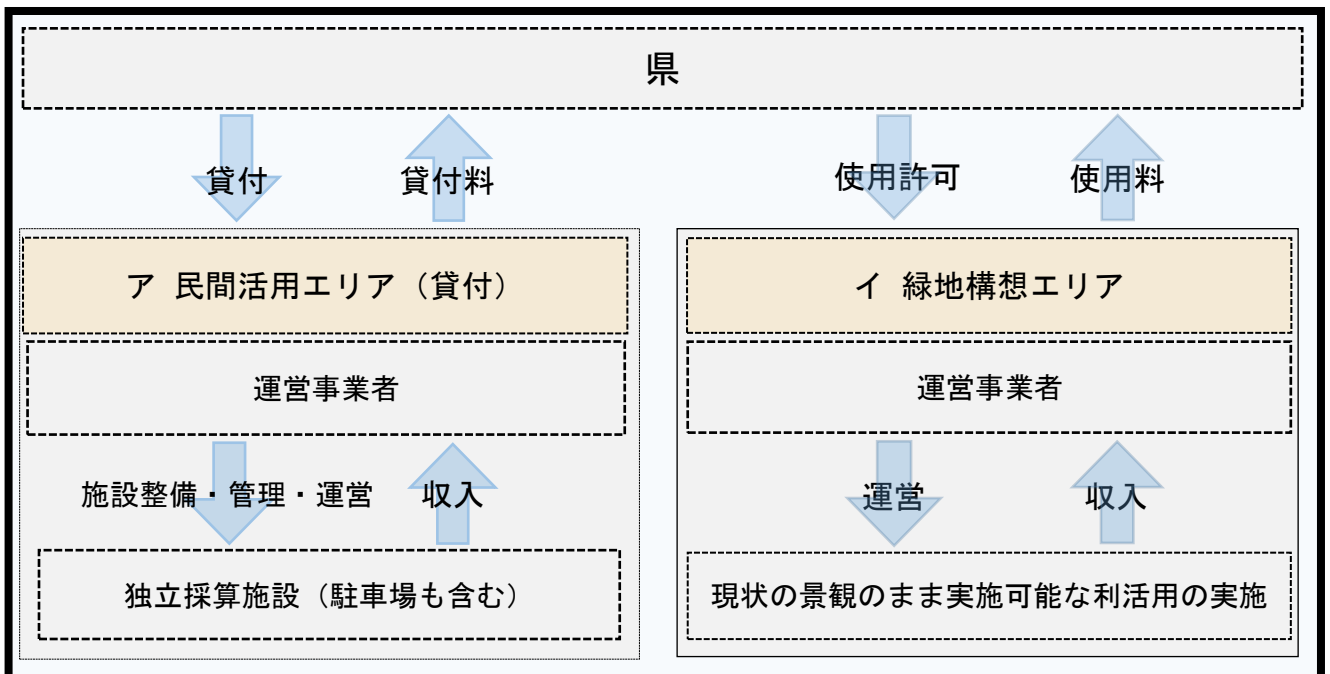
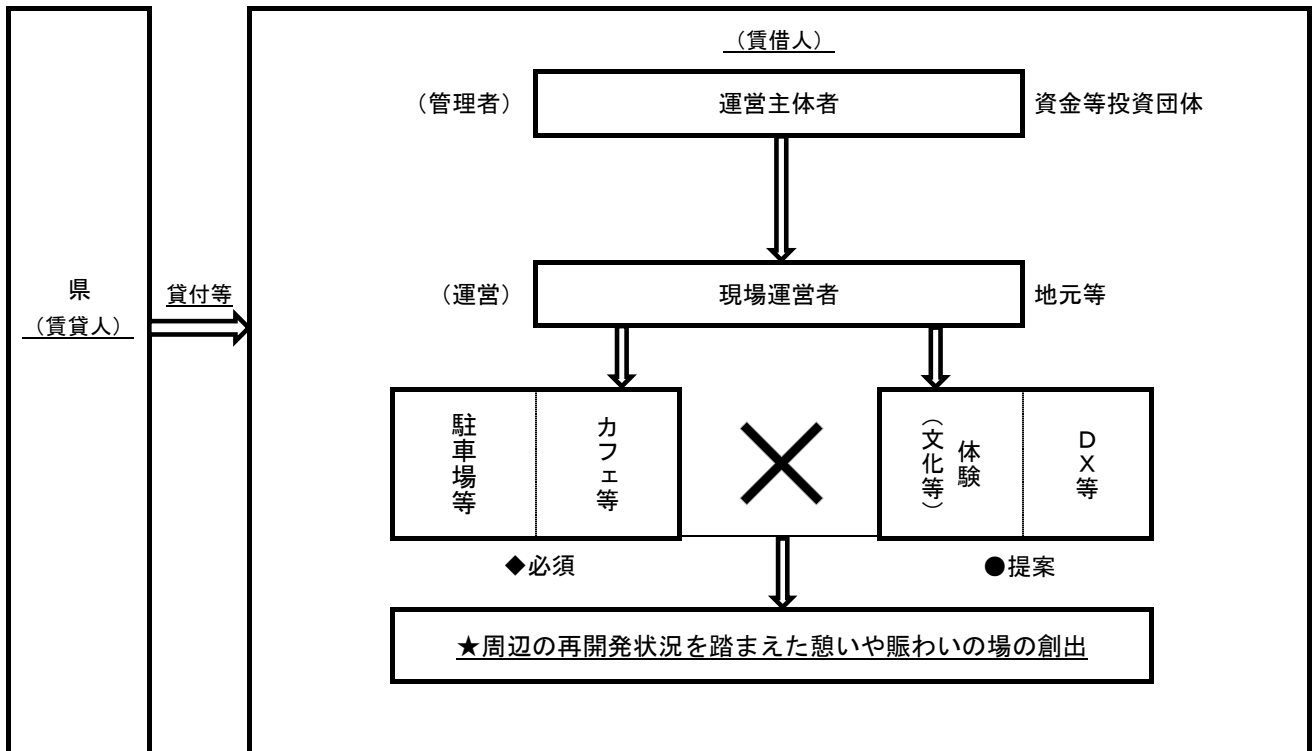
区分	対象地 (番号は3ページの 位置番号)	整備条件	現在の利用状況
ア 民間活用エリア	① 県庁第一駐車場敷地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の再開発状況を踏まえた憩いや賑わいの場となるような施設整備を提案してください※¹。 ○ 施設整備するエリアは、既存建物である県庁舎との調和を図るため県で指定し、西側にオープンスペースを確保することとします※²。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有料駐車場等として利用 〔第一駐車場：約90台 第二駐車場：約50台〕 ※ 利用料金 【平日】 昼間（8時～18時） 100円/10分 夜間（18時～8時） 100円/1時間 【休日】 昼間（8時～22時） 150円/30分 夜間（22時～8時） 100円/1時間 〔県庁に用務がある場合は、無料で利用可能〕
	①' 県庁第一駐車場敷地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来庁者等の駐車場を確保するため、平面駐車場（20台程度）としてください。 ○ 令和7年度上期（時期調整中）からは、新たな魅力の創出につながる敷地整備（建物は除く。）をしてください。 	
	② 県庁第二駐車場敷地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来庁者等の駐車場を確保するため、平面駐車場としてください。 	
イ 緑地構想 エリア	③ 県庁の森	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観保存等のため、原則、現状のまま使用することとします。 なお、建物等の整備はできません。 	○ 県庁舎への通路として利用（うち一部をR4年5月現在、PCR検査会場で臨時使用中）
	④ 県庁の中庭		○ 中庭として利用
	⑤ 南館前駐車場		○ 公用車駐車場等として利用
ウ 職員活用 エリア	⑥ 北館屋上旧庭園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備不要です。利活用アイデアのみ提案してください。 	○ 利用なし
	⑦ 南館屋上（外周）		○ 利用なし

※1 本提案は、自らが事業主体として事業を実施する意向があることを前提としていますので、実施に係り必要な許可や資格、管理・運営実績がある事業を提案してください。

※2 県庁第一駐車場敷地の整備条件イメージ



<参考例：事業スキーム>



(3) 使用時間

次のとおり使用時間を設定します。ただし、県の職務上、支障となる場合は実施できません。また、使用時間外に使用する場合は、別途、県と協議により決定します。

区分	対象地 (番号は3ページの位置番号)	使用時間
ア 民間活用 エリア	①県庁第一駐車場敷地	○ 事業者の提案によるものとします。ただし、深夜及び早朝の時間帯については、周辺の住環境への配慮と対策を行った上、事業者の責任により施設の運営の可否を判断してください。
	①' 県庁第一駐車場敷地	○ 平面駐車場として、機械等により24時間運営・管理(年中無休)してください。 ○ 令和7年度上期(時期調整中)からは、「①県庁第一駐車場敷地」と同様の取り扱いとしてください。
	②県庁第二駐車場敷地	○ 平面駐車場として、機械等により24時間運営・管理(年中無休)してください。
イ 緑地構想 エリア	③県庁の森	○ 事業者の提案によるものとします。ただし、24時間一般通行を可としてください。
	④県庁の中庭	○ 事業者の提案によるものとします。ただし、原則として、閉庁日のみ使用可能です。
	⑤南館前駐車場	
ウ 職員活用 エリア	⑥北館屋上旧庭園	○ 職員を対象とした利用を想定しているため、開庁日のみの使用を想定しています。
	⑦南館屋上(外周)	

(4) 事業スケジュール案

令和4年度中に運営事業者を決定し、令和5年4月30日まで準備期間を設けた後、令和5年5月1日から事業の施設整備等を行っていただくことを想定しています。

区分	対象地 (番号は3ページの位置番号)	時期			
		R4年度	R5年度		R6年度～
			～4/30	5/1～	
ア 民間活用 エリア	① 県庁第一駐車場敷地	運営事業者決定	準備期間	施設整備	施設管理・運営
	①' 県庁第一駐車場敷地			平面駐車場	利活用策に基づく整備・管理 (R7年度上期を目途に調整中)
	② 県庁第二駐車場敷地			平面駐車場	
イ 緑地構想 エリア	③ 県庁の森			利活用策の内容に応じて決定	
	④ 県庁の中庭				
	⑤ 南館前駐車場				

(5) 禁止する用途

① 公序良俗に反する使用

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供する建物等の敷地として利用できません。

② 風俗営業等の使用

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等（第13項第4号に掲げるものを除く。）の用途に供する建物等の敷地として利用できません。

(6) その他留意事項

今後の状況変更によっては、本項目で定めた前提条件の追加及び修正等を行う場合があります。

4 サウンディングの内容

「3 サウンディングに当たっての前提条件」を踏まえ、次の事項について意見を聞かせてください。

- ① 実施可能な事業（概要，コンセプト，活用イメージ，主な利用者層），整備の内容（エリア毎の整備イメージ）等
- ② 目的を実現するために必要な条件（経営収支等に係る課題等）
- ③ 事業スケジュール（実施要領公表から提案書提出までの期間，整備及び準備等に必要な期間）
- ④ 創意工夫（新規性，周辺地域への波及効果，民間事業者のノウハウを活用した提案等）等
- ⑤ その他（省エネルギー対策の推進に関する取組み等）

5 サウンディングのスケジュール

作 業 項 目	期 日
(1) 実施要領の公表日	令和4年5月19日（木）
(2) 事前説明会・現地見学会の参加申込期限	令和4年5月26日（木）17時まで
(3) 事前説明会・現地見学会の開催	令和4年5月31日（火）13時30分から
(4) 質問の受付期限	令和4年6月10日（金）17時まで
(5) 質問に対する回答期限	令和4年6月24日（金）（予定）
(6) トライアルの申込期限	令和4年7月28日（木）17時まで
(7) サウンディング参加申込期限	令和4年7月 8日（金）17時まで
(8) サウンディング実施日時及び場所の連絡期限	令和4年7月15日（金）（予定）
(9) サウンディングシート提出期限	令和4年7月20日（水）17時まで
(10) トライアルの実施	令和4年6月18日（土）～ 8月28日（日）
(11) サウンディングの実施	令和4年7月25日（月）～29日（金）
(12) サウンディングの実施結果概要の公表期限	令和4年8月中旬（予定）

※ 申込み多数の場合や，新型コロナウイルス感染症対策の状況等により，スケジュールを変更する可能性があります。

6 サウンディングの対象者

事業を行うに相応しい資力、経営力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に実施する事業者公募(予定)に応募する意向のある者のうち、事業の実施主体となり得るに必要な免許等を有する法人又は法人のグループとします。個人の応募はできません。

ただし、法人(法人のグループの場合はその構成員)が次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 「【別紙1】事前説明会・現地見学会参加申込書」を提出する時点で、県の建設業者等指名除外要綱若しくは県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
- ③ 建設工事執行規則(平成8年広島県規則第39号)第6条の資格の認定を受けている者(以下「県有資格者」という。)以外の者で、建設業者等指名除外要綱別表に掲げる措置要件のいずれかに該当し、当該者が県有資格者であれば同等の指名除外の措置を受けていると認められる者
- ④ 法令に基づく営業停止処分を受けている者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)がなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申立てがなされている者、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑥ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- ⑦ 国税又は法人所在地の都道府県若しくは市町村税の滞納がある者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

7 サウンディングの手続き

(1) 事前説明会・現地見学会の開催(事前申込制)

このサウンディングの趣旨や内容に関し、多くの方々にご理解いただけるよう、対象地の概要及び対話の実施方法について、事前説明会・現地見学会を実施します。

説明会等への参加をご希望される方は、以下の方法により、電子メールで申し込んでください。

① 開催日時

令和4年5月31日(火) 13時30分～15時30分(13時10分開場予定)

<事前説明会> 13時30分～14時30分

<現地見学会> 14時30分～15時30分

※ 13時30分からの説明会が満席となった場合、以下の時間にて2回目を追加開催する予定です。

同日 15 時～17 時（14 時 40 分開場予定）

<事前説明会> 15 時～16 時

<現地見学会> 16 時～17 時

② 会場

広島県庁本館地下第 2 入札室（広島市中区基町 10-52）

③ 申込受付期間

令和 4 年 5 月 26 日（木） 17 時まで

④ 申込先

広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ

E-mail : souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

件名 : 【広島県庁舎敷地有効活用検討事前説明会・現地見学会参加申込（●●）】

※ ●●には会社等申込団体の名称を記入してください。

⑤ 提出書類

【別紙 1】事前説明会・現地見学会参加申込書

（質問がある場合は、申込書の所定欄に記入してください。）

⑥ その他

○ 事前説明会・現地見学会への参加は、サウンディングへの参加条件ではありません。

説明会等に参加されない場合でもサウンディングにお申込みいただけます。

○ 当該申込みは、事前説明会・現地見学会の予約のみとなります。サウンディングへの参加の申込みは、別途参加申込みが必要となりますので注意してください。

○ 事前説明会・現地見学会への参加人数は 1 申込みにつき 2 名までといたします。

(2) サウンディングに関する質問の受付

本件について質問等がある場合は、以下の方法により、電子メールで提出してください。

① 質問の受付期間

令和 4 年 6 月 10 日（金） 17 時まで

② 提出先

広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ

E-mail : souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

件名 : 【広島県庁舎敷地有効活用検討サウンディングに係る質問（●●）】

※ ●●には会社等申込団体の名称を記入してください。

③ 提出書類

【別紙 2】質問書

（原則として「【別紙 2】質問書」以外での質問は受けません。）

④ 質問に対する回答

質問及び回答をまとめたものを広島県ホームページ上に掲載します。また、本件についての補足や条件の追加等が掲載されることもありますので、質問の有無に関わらず確認してください（質問した事業者名称は公表しません。）。

⑤ 回答期限

令和 4 年 6 月 24 日（金）（予定）

(3) サウンディングの参加申込み（事前申込制）

サウンディングの参加を希望する場合は、以下の方法により、持参又は郵送で申し込んでください。

① 申込受付期間

令和4年7月8日(金) 17時まで

② 申込先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県庁本館3階
広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ

③ 提出書類

【別紙3】サウンディング・エントリーシート

【別紙4】サウンディング・トライアル誓約書

④ その他

- 「【別紙3】サウンディング・エントリーシート」及び「【別紙4】サウンディング・トライアル誓約書」が未提出の場合は、サウンディングを行うことができません。
- 事前説明会・現地見学会への参加は、サウンディングへの参加条件ではありません。
説明会等に参加されない場合でもサウンディングにお申込みいただけます。
- サウンディングの参加人数は1申込みにつき3名までといたします。

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへ参加申込みされた法人の担当者宛てに、令和4年7月15日(金)(予定)に、実施日時を電子メールにて連絡します。調整の結果、希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(5) サウンディングシートの提出（事前提出）

サウンディングへの参加決定後、電子メールで提出してください。

なお、サウンディングシートは、「4 サウンディングの内容」の各事項の概要を記載してください。

① 提出期限

令和4年7月20日(水) 17時まで

② 提出先

広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ

E-mail : souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

件名 : 【広島県庁舎敷地有効活用検討サウンディングシート (●●)】

※ ●●には会社等申込団体の名称を記入してください。

③ 提出書類

【別紙5】サウンディングシート

④ その他

図面等を添付する場合は、「【別紙5】サウンディングシート」とともに電子メールにてPDF形式で送付してください。複数案件の提案も可とします。

(6) サウンディングの実施

① 実施期間

令和4年7月25日(月)～7月29日(金) 10時～17時(予定)

② 所要時間

1法人(法人グループを含む。)につき 30分～1時間

③ 場所

広島県庁本館3階西側協議室1もしくはWeb会議システム(Zoomを利用予定)

④ その他

○ 当日は、「【別紙5】サウンディングシート」に基づき、参加事業者から当該敷地の利活用に係る提案(計画案の紹介)をしていただき、その後、双方で意見交換を行う流れを想定しています。必要に応じて別途資料を作成の上、当該資料に基づく提案も可能です。

○ サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

○ サウンディングの実施に際し資料を持参する場合は、10部持参してください。

(7) サウンディング結果の公表

広島県ホームページで公表を予定しています。ただし、参加事業者の名称は公表しません。

また、参加事業者のノウハウやアイデア等に配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者に内容を確認していただきます。

(8) 実施に当たっての条件

① サウンディングへの参加実績を、事業者公募における評価の対象とする可能性があります。

② サウンディングの実施に当たって、当日は、マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。また、風邪のような症状がある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。

③ サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

④ サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会を含む。)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際はご協力をお願いします。

8 トライアルの実施

効果的な事業の実現に向け、サウンディング参加者に限り、事業活用エリア（「ア 民間活用エリア」及び「イ 緑地構想エリア」）を原則として閉庁日に一時使用することができます。

(1) 実施期間

令和4年6月18日（土）から8月28日（日）まで
使用期間は最長2日間とします。

(2) 申込受付期間

令和4年5月19日（木）から7月28日（木）17時まで
使用希望日の1か月前までに申し込んでください。

(3) 参加資格

「6 サウンディングの対象者」を満たし、「7 サウンディングの手続き」の「(6) サウンディングの実施」に参加する者としてします。

(4) 使用用途

使用用途は、次の全てに該当するものとし、「3 サウンディングに当たっての前提条件」の「(5) 禁止する用途」に該当するものは対象外とします。

- ① この要領の趣旨に沿った使用内容であること。
- ② 確実に実施できる内容であること。

(5) トライアルの流れ

作業項目		内容
① トライアル実施希望書等の提出（提案受付）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出書類の受付時間は、平日の8時30分から17時までです。 ○ 事前相談・現地確認の希望がある場合は、別途相談してください。
② 提案内容の審査		<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出書類に基づき、県が使用可否を検討し、結果を連絡します。 ○ 検討に際して、使用希望場所が「ア 民間活用エリア」の場合は、駐車場設置運営事業者（アマノマネジメントサービス株式会社）に提案内容の情報を提供しますので、ご了承ください。 ○ 必要に応じてヒアリング等を実施します。
③ 審査後の手続き	ア 民間活用エリア 【使用手続き】 駐車場設置運営事業者との一時使用契約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場設置運営事業者と使用場所、使用面積、使用に係る負担金等の調整を行ってください。 なお、これらの調整は事業者間同士で行っていただきます。 ○ 調整が完了し次第、この旨を県へ電子メールで報告してください。
	イ 緑地構想エリア 【使用手続き】 行政財産使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政財産使用規則（昭和39年広島県規則第14号）に基づく行政財産使用許可の手続きを行ってください。 ○ 県から行政財産使用許可証と行政財産使用料納入通知書が交付されたら、<u>使用開始前に必ず使用料を納入してください。</u> 【使用料の目安】 100㎡につき3時間までごとに130円かかります。 (例) 200㎡を土曜日9時から日曜日17時まで使用する場合 <u>2,860円</u> ○ 納付完了後、納入通知書の写しを電子メールで提出してください。
	ア・イの報告先 (提出先)	広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ E-mail: souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

④トライアル実施	○ 使用期間は最長2日間とします。 ○ 県及び駐車場設置運営事業者の設備（電気、給排水設備を含む。）は使用できません。
⑤モニタリング、ヒアリング、使用実施報告書の提出	○ トライアル終了後に実施する予定です。

(6) トライアルの手続き

トライアルの実施を希望する場合は、次の書類に必要事項を記入し、以下の提出先へ提出してください。

① 提出書類

区分	申込時	一時使用決定後
ア エリア 民間活用	○ 【別紙6】 トライアル実施希望書 ○ 【別紙3】 サウンディング・エントリーシート ○ 【別紙4】 サウンディング・トライアル誓約書	○ 駐車場設置運営事業者と使用条件の調整が完了次第、電子メールで報告してください。
イ エリア 緑地構想	○ 事業概要書（任意様式） 使用希望者名、事業内容、敷地の使用範囲、使用日時等を記載してください。 ○ 使用する敷地の広さが分かる資料（図面等）	○ 【別紙7】 行政財産使用許可申請書を電子メールで提出してください。 ※必要に応じて、追加で資料の提出をお願いします。

② 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県庁本館3階
広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ
E-mail: souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

(7) トライアルの実施に当たっての条件

次の条件を全て承諾の上、実施を希望してください。

- ① トライアルの実績は、今後の事業者公募（予定）等における評価の対象となりません。
- ② トライアルへの参加はサウンディングへの参加条件ではありません。 トライアルに参加されない場合でも、サウンディングにお申込みいただけます。
- ③ 参加申込及び実施に要する費用（駐車場設置運営事業者へ支払う駐車場敷地の一時使用に係る負担金を含む。）は全てトライアル実施者の負担とします。
- ④ トライアルにおける全ての責任及びリスクは、トライアル実施者が負うものとします。
- ⑤ トライアルの提案に当たっては、事前にトライアル実施者の責任において関係法令等を確認し、トライアル実施時における法令適合のリスクはトライアル実施者に帰属するものとします。
- ⑥ トライアルの実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、県及び駐車場設置運営事業者と十分に協議・調整を行いながら進めるものとします。
- ⑦ トライアルの実施に当たって、県及び駐車場設置運営事業者の施設、設備（電気、給排水設備を含む。）及び備品は原則使用不可とします。

- ⑧ トライアルの実施内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標等の法令等に保護される第三者の権利対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，トライアル実施者が負うものとします。
- ⑨ 決定したトライアルの内容に反する等，トライアルの目的から逸脱し，県や駐車場設置運営事業者から警告等が発せられても改善が見られない場合は，トライアルを一時中止又は中止とします。
- ⑩ トライアルを希望する日時や場所が複数者で重複した場合，県で調整し，調整が見つからない場合は抽選で決定します（抽選の結果，実施できない場合があることを含みます。）。
- ⑪ 「ア 民間活用エリア」でトライアルを実施する場合，実施場所を金曜日の閉庁時間以降から確保するため，その時間以降がトライアル実施者の使用に係る負担金の算定対象となります。
- また，実施場所の確保に当たり，使用を予定している区域内に駐車車両が残る可能性があります。その場合，急遽，トライアル実施者に実施場所の区域変更などの対応をお願いすることがあります。
- ⑫ トライアル実施者は，事業の実施期間中，交付された行政財産使用許可証を携行してください。

9 添付資料

- 【別紙 1】 事前説明会・現地見学会参加申込書
- 【別紙 2】 質問書
- 【別紙 3】 サウンディング・エントリーシート
- 【別紙 4】 サウンディング・トライアル誓約書
- 【別紙 5】 サウンディングシート
- 【別紙 6】 トライアル実施希望書
- 【別紙 7】 行政財産使用許可申請書

10 連絡先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 3階
広島県総務局財産管理課ファシリティマネジメントグループ
TEL：082-513-2307 FAX：050-3156-3479
E-mail：souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

<参考：対象用地内エリア区分ごとの整備条件，想定している権原，事業期間など>

区分	対象地	提案対象	整備条件	想定している権原	想定している事業期間	事業始期	事業終期
ア 民間活用 エリア	① 県庁第一駐車場敷地	必須	東側：県のコンセンプトに沿った施設の整備 西側：オープンスペース 〔一期〕 平面駐車場20台程度 ↓ 〔二期〕 事業者提案の利活用 (施設整備不可)	事業用定期借地権 設定契約	20年程度	令和5年5月～	事業者提案の 終期 (①～⑤は同一 終期とする。)
	① 県庁第一駐車場敷地		〔二期〕 令和7年度上期 目途(調整中)				
	② 県庁第二駐車場敷地		平面駐車場			令和5年5月～	
イ 緑地構想 エリア	③ 県庁の森	任意	事業者提案の利活用 (景観保存・施設整備不可)	行政財産使用許可 による一時的利用	—	令和5年5月～	
	④ 県庁の中庭						
	⑤ 南館前駐車場						
	⑥ 北館屋上旧庭園						
	⑦ 南館屋上(外周)						
ウ 職員活用 エリア		任意	—	[利活用アイデア のみ募集]	—	—	—